

7-7. 景観

7-7-1. 現況調査（現地調査）

(1) 概要

事業計画地の周辺地域において、新施設の建屋及び煙突が視認できると想定される場所の中で、①不特定かつ多数の者が利用している場所又は日常生活上慣れ親しんでいる場所、②景観資源（文化財）が見える場所を選定し、調査地域内に存在する不特定かつ多数の者が利用している場所又は地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所等について、観光案内等の既存文献及び現地踏査により眺望点を抽出した。現地踏査により確認された眺望の程度、利用形態、眺望地点の状況を把握した。

(2) 調査内容

現地調査の内容は表 7-7-1-1 に示すとおりである。

表 7-7-1-1 景観の現地調査内容

調査内容	調査地点	現地調査時期
現地状況、景観特性の把握	事業計画地周辺約 4km の範囲の眺望地点計 21 地点	平成 20 年 11 月 4 日(火)
事業計画地を望む写真撮影		平成 20 年 11 月 5 日(水)

(3) 調査方法

現地踏査により、現地状況と眺望特性の把握を行い、写真撮影を行った。

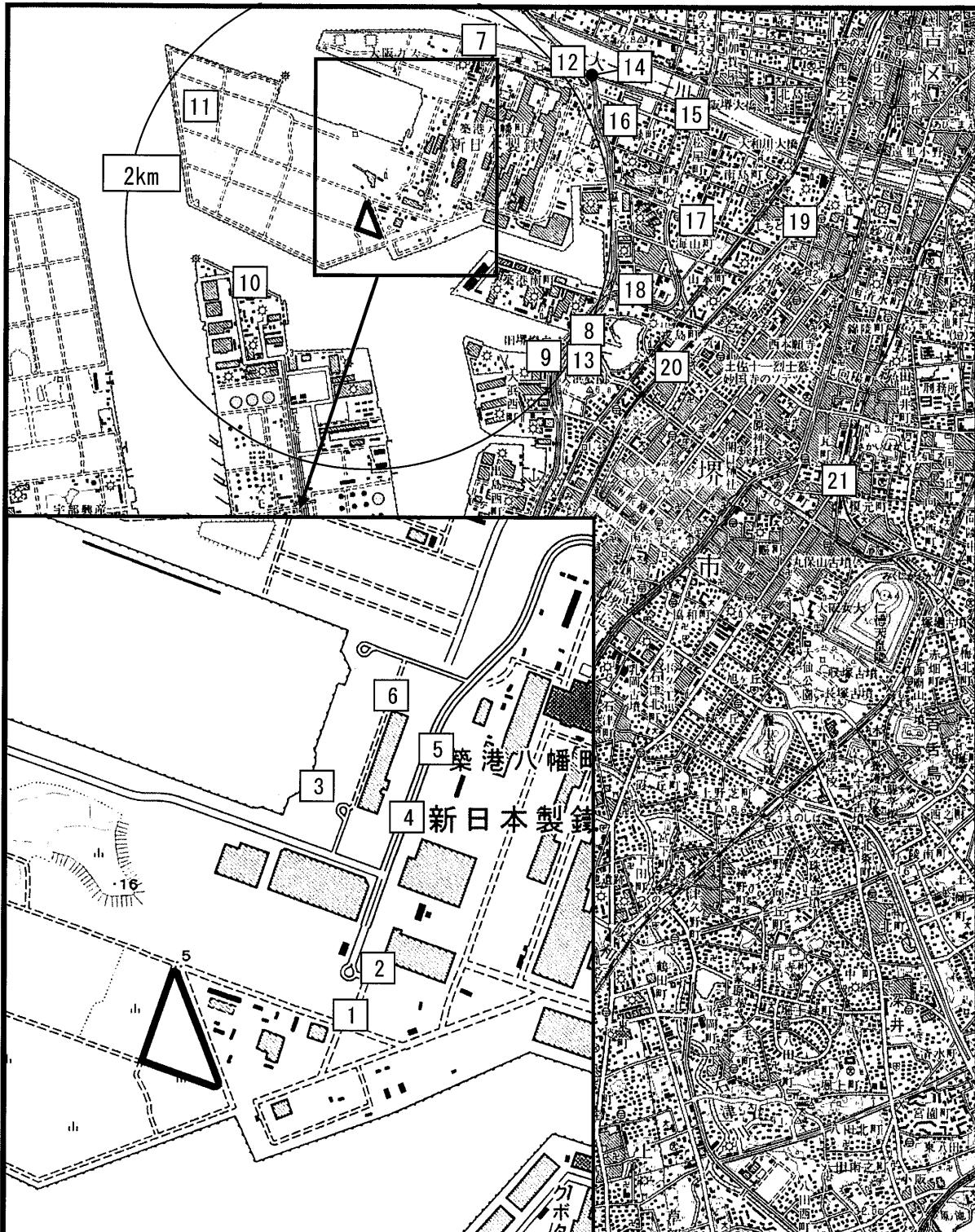
(4) 調査結果

1) 眺望地点の選定

公園、アミューズメント施設、公共施設、住宅地、道路など訪れる人が多い地点を対象に眺望地点を選定し、現地踏査した。眺望地点は図 7-7-1-1 に示すとおりである。

2) 眺望の状況

図 7-7-1-1 に示した眺望地点から事業計画地点を望む景観写真を撮影した。眺望地点の状況調査結果は表 7-7-1-2 のとおりである。



凡例

■ : 事業計画地

1~21 調査地点



1 : 50,000

0 1km 2km

図 7-7-1-1 景観調査地点

表 7-7-1-2(1) 眺望地点の状況調査結果

番号	地点	区分	方位 距離	利用 形態	視 認 性	周囲の状況
1	新日鐵内 道路	近景	東 0.4km	通過	△	ごみ搬入道路上の近傍であり、周辺は製鉄所である。視野の多くは工場建屋である。新施設の建屋はほとんどみえないが、煙突の上部は見えると推察される。
2	新日鐵西門 近傍		東北東 0.5km	通過	○	ごみ搬入道路上の近傍であり、周辺には製鉄所、物流センターがある。視野の多くはこれらの建屋である。新施設の建屋の上部及び煙突は視認できる。
3	堺浜公園		北北東 0.7km	野外 活動	○	事業計画地の北側にあるアミューズメント施設の西側にある公園で、バスの停留所が近くにある。大規模店舗の上に、新施設の煙突、建屋ともに視認できる。
4	アミューズ メント施設 南側		北東 0.8km	日常	○	事業計画地の北側にあるアミューズメント施設の駐車場である。周辺には、道路、工場、物流基地が見える。新施設の煙突、建屋ともに視認できる。
5	アミューズ メント施設 北側		北東 1.0km	日常	○	事業計画地の北側にあるアミューズメント施設の駐車場である。アミューズメント施設の上に新施設の建屋の上部及び煙突が視認できる。
6	アミューズ メント施設 西側		北北東 1.1km	日常	○	事業計画地の北側にあるアミューズメント施設の西側で、視野のほとんどが空地である。大規模店舗の上に、新施設の建屋の上部及び煙突が視認できる。
7	大和川堤 (河口側)	中景	北北東 1.7km	野外 活動	○	事業計画地の北側にある大和川の土手であり、ジョギング、散歩に利用されている。周辺には、アミューズメント施設、商業施設、工場、物流基地が見える。新施設の建屋の上部及び煙突が視認できる。
8	大浜北公園		東南東 1.9km	日常	×	事業計画地の東側にある住宅地で、事業計画地との間には阪神高速湾岸線及び工場があるので、新施設の煙突、建屋ともに視認できない。
9	旧堺燈台		東南東 1.8km	観光	○	事業計画地の東南東側、堺旧港の突端に位置し、明治10(1877)年に建築された建物である。現地に現存する木造洋式燈台としては、わが国で最も古いもの一つであり、昭和47年に国の史跡に指定されている。工場群及び航路が見え、旧堺燈台の背景に、新施設の建屋及び煙突が視認できる。
10	堺航路対岸		西南西 1.1km	釣り	○	事業計画地の南側にある堺泉州北港の対岸にある工場地帯の中にある岸壁である。釣り人が多く、目の前には、工場地帯、往来する船舶、港湾設備が拡がっている。新施設の煙突、建屋ともに視認できる。
11	海とのふれ あい広場		北西 1.8km	野外 活動	×	大阪湾の中央に位置する堺浜西側先端部の緑地広場で、ピクニックやバーベキューなどに利用され、四季を通じて海とのふれあいが親しめる。晴れた日には明石海峡大橋が遠望でき、海の香りが味わえる。公園は小高くなっているが、液晶工場の建屋により、新施設の煙突、建屋が視認できない。

注) 区分 1km以内 近景、1~2km 中景、2km以上 遠景

視認性 よく見える ○(建屋・煙突)、△(煙突)、よく見えない ×

表 7-7-1-2(2) 眺望地点の状況調査結果

番号	地点	区分	方位 距離	利用 形態	視認性	周囲の状況
12	高速道路北側	高速 道路	北東 2.1km	通過	△	事業計画地の東側にある阪神高速湾岸線をはさんで、西側には工場地帯、東側には工場・住宅地がある。高架道路からは眼前に工場地帯が見える。新施設の建屋は見えないが、煙突が視認できると推察される。
13	高速道路南側		東南東 1.9km	通過	○	事業計画地の東側にある阪神高速湾岸線をはさんで、西側には工場地帯、東側には工場・住宅地がある。高架道路からは眼下に、工場地帯及び堺泉北港が見える。新施設の煙突、建屋ともに視認できる。
14	大和川堤（阪神高速下）	遠景	北東 2.1km	野外活動	△	事業計画地の北東側にある大和川の土手であり、ジョギング、散歩に利用されている。視野の上部は、阪神高速湾岸線があり、正面には工場が見える。阪神高速の下の隙間から新施設の煙突、建屋ともに視認できる可能性がある。
15	大和川堤（阪堺大橋付近）		東北東 2.8km	野外活動	△	事業計画地の北東側にある大和川の土手であり、ジョギング、散歩に利用されている。周辺には住宅、ビル及び工場が見える。新施設の建屋は見えないが、煙突は視認できる。
16	住宅緑町		東北東 2.3km	日常	×	事業計画地の東北東側にある住宅地で、事業計画地との間には阪神高速湾岸線及び工場があるので、新施設の煙突、建屋ともに視認できない。
17	住宅三宝町		東 2.7km	日常	×	事業計画地の東側にある住宅地で、事業計画地との間には阪神高速湾岸線及び工場があるので、新施設の煙突、建屋ともに視認できない。
18	住宅山本町		東 2.4km	日常	×	事業計画地の東側にある住宅地で、事業計画地との間には阪神高速湾岸線及び工場があるので、新施設の煙突、建屋ともに視認できない。
19	七道駅		東 3.5km	日常	△	事業計画地の東側にある駅で、事業計画地の方向はビル群となっており、その隙間から液晶工場が見える。その隙間から新施設の煙突、建屋ともに視認できる可能性がある。
20	堺駅		東南東 2.7km	日常	×	事業計画地の東南東側にある駅で、事業計画地の方向は外部が見えない様に目隠しされ、高層のホテルがある。新施設の煙突、建屋ともに視認できない。
21	堺市役所 (高層階)		東南東 4.3km	観光	○	地上80mの展望ロビーから360度の大パノラマが楽しめる。計画地の方向である西側は眼下に、堺の市街地及び臨海工業地帯が見え、天気のよい日には、遠くにある六甲山系、明石海峡大橋が見渡せる。高所から新施設の煙突、建屋ともに視認できる。

注) 区分 1km以内 近景、1~2km 中景、2km以上 遠景

視認性 よく見える ○ (建屋・煙突)、△ (煙突)、よく見えない ×

7-7-2. 予測

(1) 概要

現地調査を行った眺望地点のうちから予測対象地点を選定し、当該地点からのカラー フォトモンタージュを作成し、眺望の変化を予測し、評価した。

(2) 予測

1) 予測内容

景観の予測内容は表 7-7-2-1 に示すとおりである。

表 7-7-2-1 景観の予測内容

予測事項	代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度
予測対象時期	平成 25 年度
予測対象地域	事業計画地周辺
予測方法	カラーフォトモンタージュの作成

2) 予測方法

景観の予測は、事業計画による工場の位置、高さ及び形状に基づく工場建屋や煙突と事業計画地周辺の代表的な眺望地点からの現況写真を合成して、カラーフォトモンタージュを作成した。

3) 代表的な眺望地点の選定

予測のためのカラーフォトモンタージュを作成する代表的な眺望地点は、現況調査を行った 21 地点から、眺望の状況と多くの人が眺望に利用する場所であるかなど場所の利用目的から、表 7-7-2-2 に示す 6 地点を選択した。

表 7-7-2-2 代表的な眺望地点（予測対象地点）

番号	代表的な眺望地点	選定理由
3	堺浜公園	<ul style="list-style-type: none"> 新施設の煙突、建屋ともに視認できる。 アミューズメント施設及びバスの停留所が近くにある公園であり、利用度が高い。 近景の代表的視点と考えられる。
4	アミューズメント施設南側	<ul style="list-style-type: none"> 新施設の煙突、建屋ともに視認できる。 事業計画地の北側にあるアミューズメント施設の近傍で、利用者が新施設を見やすい位置である。 近景の代表的視点と考えられる。
7	大和川堤（河口側）	<ul style="list-style-type: none"> 新施設建屋の上部及び煙突が視認できる。 大和川の土手であり、ジョギング、散歩に利用されている。 中景の代表的視点と考えられる。
9	旧堺燈台	<ul style="list-style-type: none"> 新施設の煙突が視認できる。 木造洋式燈台としてはわが国で最も古いものの一つであり、昭和47年に国の史跡に指定されている。 計画地周辺にある唯一の景観資源であり、これの背景に新施設を眺望できる中景の代表的な視点と考えられる。
10	堺航路対岸	<ul style="list-style-type: none"> 新施設の煙突、建屋ともに視認できる。 釣り人が多く、海上からの眺望も把握できる。 眼前に海が眺望できる中景の代表的な視点と考えられる。
21	堺市役所（高層階）	<ul style="list-style-type: none"> 新施設の煙突、建屋ともに視認できる。 地上80mの展望ロビーから堺の市街地及び臨海工業地帯が見える。 遠景で高所からの代表的な視点と考えられる。

(3) 予測結果

予測結果は図 7-7-2-1 に示すとおり、代表的な眺望地点について、現況の景観写真とモニタージュ写真を示した。なお、近景・中景の眺望地点 5 地点は焦点距離が 39mm (35mm フィルム換算) で撮影した写真を用い、遠景の眺望地点である堺市役所については焦点距離が 88mm (35mm フィルム換算) で撮影した写真を用いた。

これらの写真から予測した将来の眺望景観の変化は表 7-7-2-3 に示すとおりである。

表 7-7-2-3 将来の眺望景観の変化

番号	代表的な眺望地点	景観の変化
3	堺浜公園	公園から南側正面をみると、大規模店の上に新施設が出現する。 新施設は、店舗の建屋の存在により、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、清掃工場の存在による違和感は小さいものと考えられる。
4	アミューズメント施設南側	歩道から南側正面をみると、大規模店の上に新施設が出現する。 新施設は、店舗の建屋及び看板の存在により、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、清掃工場の存在による違和感は小さいものと考えられる。
7	大和川堤（河口側）	近くに現在建設中の建物が見え、遠方には液晶工場の建物が横に拡がっている。この 2 つの建物の間に新施設が出現する。 視野に入るのはこれらの建物であり、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、清掃工場の存在による違和感は小さいものと考えられる。
9	旧堺燈台	旧堺燈台の陸地側から海側を見ると、背景に新施設が出現する。 視野の多くは堺燈台が占め、その背景には工場の建物、タンク、船、それらの後方には液晶工場の建物があり、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、清掃工場の存在による違和感は小さいものと考えられる。
10	堺航路対岸	堺航路の対岸から見ると、液晶工場の右側に新施設が出現する。新施設の南側には、視野が狭いが緑地が見える。 視野に入るのは液晶工場であり、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、清掃工場の存在による違和感は小さいものと考えられる。
21	堺市役所（高層階）	地上 80m の展望ロビーから西側をみると、眼下に堺の市街地が見え、その後方に臨海工業地帯が見える。その中に新施設が出現する。 視野に入るのは、近くはビル群、遠くは工場の建物であり、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、清掃工場の存在による違和感は小さいものと考えられる。

現況



将来



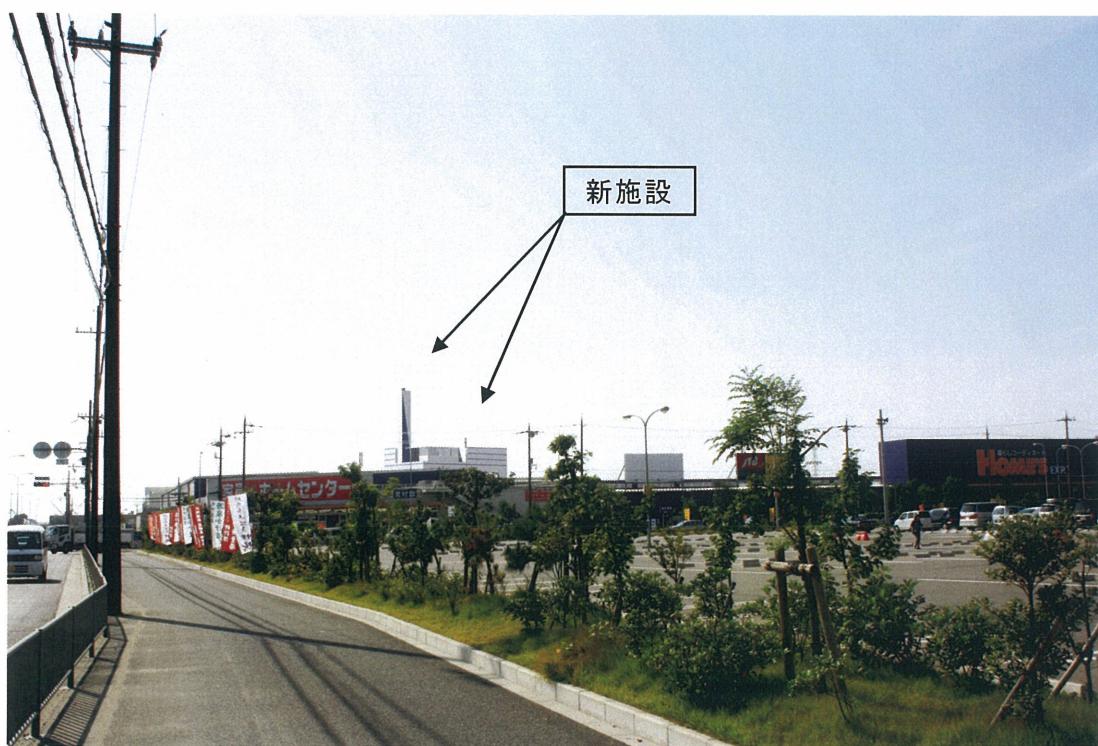
地点：堺浜公園

図 7-7-2-1(1) 代表的な眺望地点からの景観の変化（現況と将来の比較）

現　況



将　來



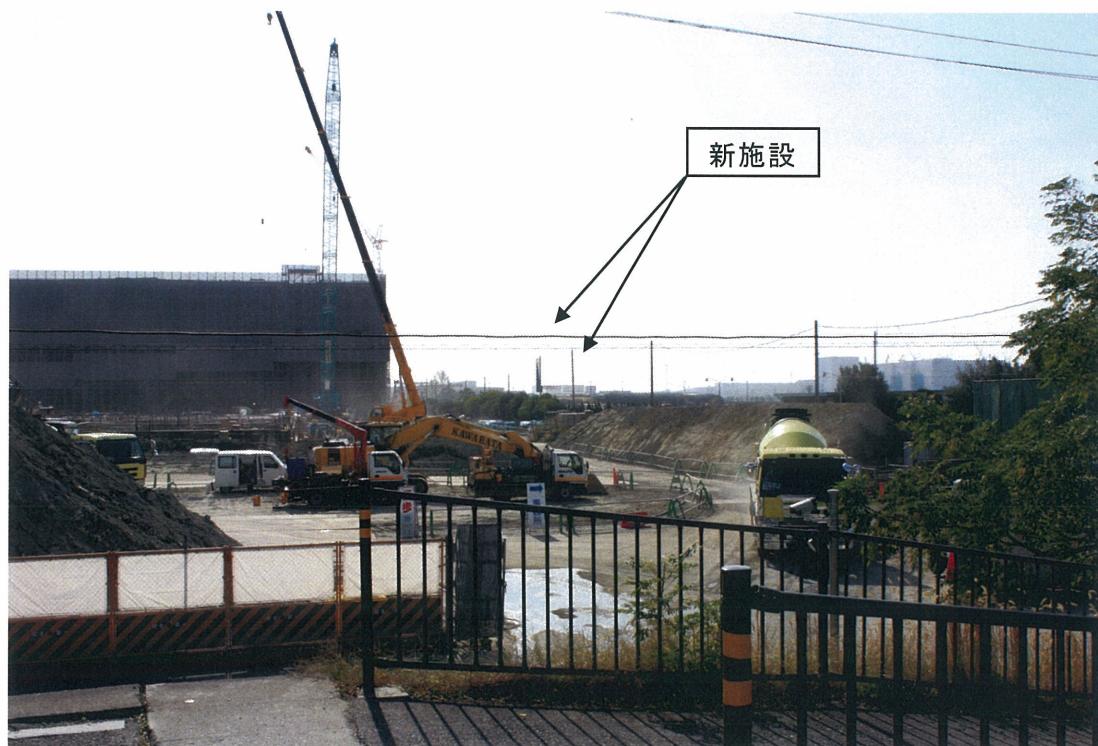
地点：アミューズメント施設南側

図 7-7-2-1(2) 代表的な眺望地点からの景観の変化（現況と将来の比較）

現　況



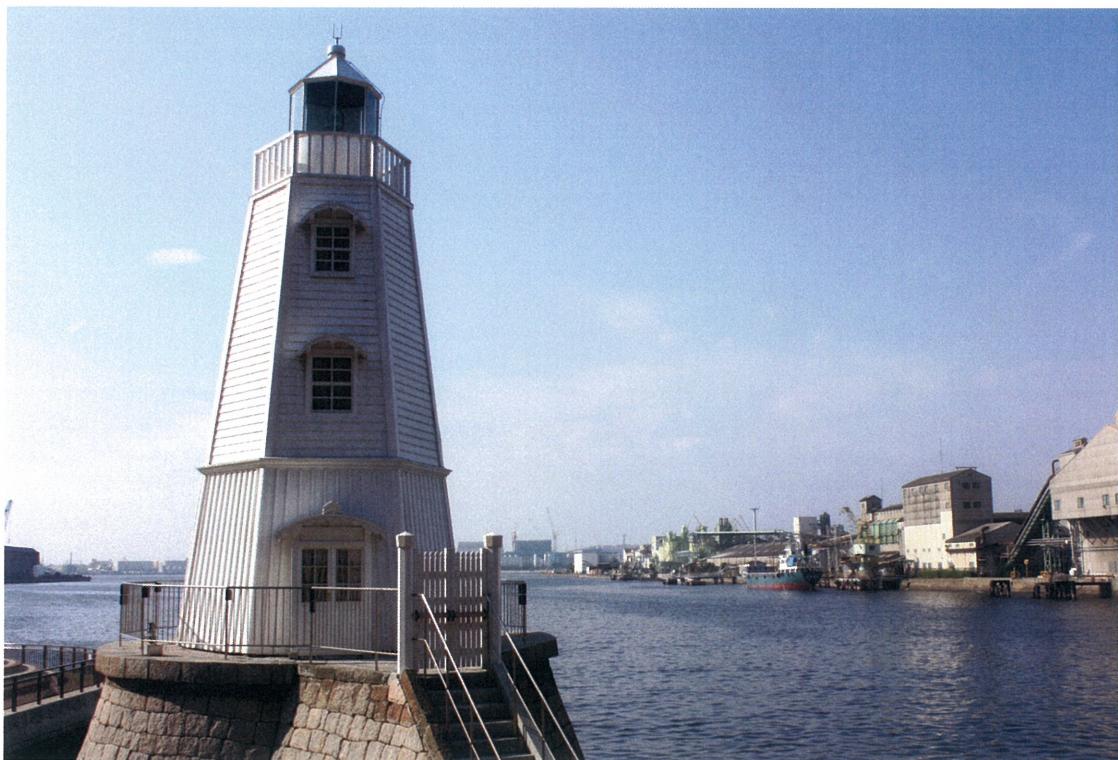
将　來



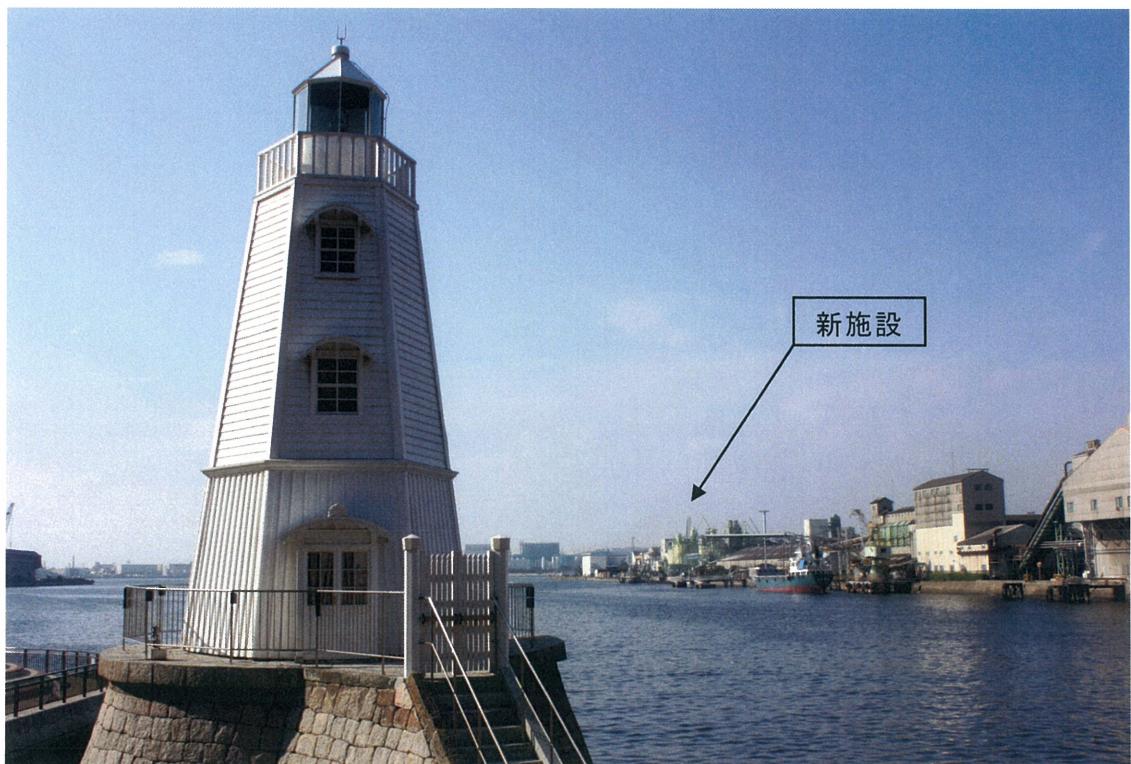
地点：大和川堤（河口側）

図 7-7-2-1(3) 代表的な眺望地点からの景観の変化（現況と将来の比較）

現　況



将　來



地点：旧堺燈台

図 7-7-2-1(4) 代表的な眺望地点からの景観の変化（現況と将来の比較）

現　況



将　來



地点：堺航路対岸

図 7-7-2-1(5) 代表的な眺望地点からの景観の変化（現況と将来の比較）

現　況



将　來



地点：堺市役所

図 7-7-2-1(6) 代表的な眺望地点からの景観の変化（現況と将来の比較）

7-7-3. 評価

(1) 評価方法

予測結果について、以下に示す方法書の評価の指針に照らして評価した。

評価の指針	<p>①景観形成について十分な配慮がなされていること。</p> <p>②環境基本計画、大阪府環境総合計画等、自然環境の保全と回復に関する基本指針等、国又は大阪府が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさうこと。</p> <p>③大阪府景観条例及び堺市景観条例に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。</p>
-------	---

(2) 評価結果

予測結果によると、代表的な眺望地点からの景観は、事業計画地が工場地帯や商業施設に囲まれていることもある、現況景観と将来景観の変化の程度は大きくなく、違和感も生じないと考えられる。なお、施設煙突からの昼間の時間帯における白煙出現率は年間で0.4%（9～17時）であり、周辺の生活環境への景観の影響は小さいと考えられる。

（参考参照）

環境保全対策としては、

- ・堺市景観条例（平成5年条例第7号）を遵守するとともに、堺市宅地開発等に関する指導基準及び堺市緑の工場ガイドラインに基づき、外周に緩衝帯を設け植樹を行う。
- ・緑化対策として、敷地面積の30%以上を緑地として確保することにより、自然景観の保全に努める。
- ・周辺景観とも調和の取れたデザインとなるよう配慮する。
- ・施設煙突からの白煙が周辺の景観に影響を及ぼすと考えられるときは、白煙防止装置を稼働させることで、環境への影響を低減する。

の対策を講じることから、景観に関して定められた目標の達成と維持に支障を及ぼさないとともに、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮しているものと評価する。

以上のことから、評価の指針を満足すると考える。

＜参考＞施設煙突からの年間白煙出現率

